

核軍縮
13+2

核軍縮 日本の成績表

2002-5

NPT(13+2)項目に関する評価

05

Evaluating Implementation of the NPT(13+2) Steps: JAPAN'S REPORT CARD ON NUCLEAR DISARMAMENT

「核軍縮:日本の成績表」評価委員会

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエネ102 ピースデポ気付

Nuclear Disarmament: Japan's Report Card Evaluation Committee

c/o Peace Depot

Hiyoshi Gruene 102, 3-3-1, Minowa-cho, Kohoku-ku, Yokohama 223-0051, Japan

phone: (81)45-563-5101 fax: (81)45-563-9907 <http://www.peacedepot.org>

被爆60年

略語集

ABM条約	対弾道ミサイル制限条約
ADW	エージェント撃破兵器
BC兵器	生物・化学兵器
CD	ジュネーブ軍縮会議
CTBT	包括的核実験禁止条約
FMCT	兵器用核分裂物質生産禁止条約
IAEA	国際原子力機関
ICJ	国際司法裁判所
IMS	国際検証システム
MD	ミサイル防衛
MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物
MPF	近代的ピット施設
NAC	新アジェンダ連合
NATO	北大西洋条約機構
NCND政策	肯定も否定もしない政策
NPR	(米)核態勢見直し
NPT	核不拡散条約
NSA	消極的安全保証
PAROS	大気圏外での軍備競争の防止
RNEP	強力地中貫通型核兵器
SORT	戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)
START	戦略兵器削減条約(同 交渉)
TMD	戦域ミサイル防衛

CONTENTS

「核軍縮:日本の成績表」について……………	1
NPTプロセスとは……………	2
成績表……………	4
総評と勧告……………	5
評価の説明……………	6
資料:(13+2)項目全文……………	20
評価委員のプロフィール……………	21



「核軍縮:日本の成績表」は、特定非営利活動法人ピースデポのプロジェクトです。

「市民の手による平和のためのシンクタンク」として、ピースデポは、世界のNGOと連携しながら、軍事力に頼らない安全保障体制を構築することをめざした調査・研究・情報発信活動を行っています。核軍縮・地域安全保障問題に関する情報誌『核兵器・核実験モニター』の月2回の発行をはじめ、冊子・書籍の発行、ワークショップ・セミナー等の開催、平和NGO活動者・研究者の養成などに力を注いでいます。

ピースデポの財政は会費と寄付によって支えられています。ぜひご参加・ご支援をお願いします。

ピースデポのホームページ

<http://www.peacedepot.org>

「核軍縮:日本の成績表」について

日

本政府の核兵器廃絶のための努力に成績を付ける試みは、02年に始まりました。

直接のきっかけは、2000年5月、核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器保有国が核兵器を全廃することを「明確に約束」し、そのための中間的なステップを含む最終文書に全会一致で合意したことにあります。合意の中では、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際的措置13項目と、NPT第7条で日本に関係の深い2項目を合わせた(13+2)項目(20ページに全訳)が、とりわけ重要でした。

これらの項目は、単に核兵器保有国にとってだけではなく、すべてのNPT加盟国、とりわけ日本のように「核の傘」を選択している国にとって重要な課題を含んでいます。そこで、私たちは、次の再検討会議(05年)までに、日本政府が(13+2)項目の履行にどれだけの努力をしたかを具体的に検証し、採点する試みを始めたのです。

言うまでもなく、広島、長崎において核兵器の非人道性を経験し、核兵器廃絶を求める強い世論を持つ被爆国日本の政府は、厳しい基準をもって(13+2)項目の履行に当たらなければなりません。そこで、私たちは項目ごとに具体的な「日本の課題」を設定し、それについて評価を行う方法をとりました。評価は、10名で構成される評価委員会(21ページに名簿)が行いました。成績は5段階評価で行われますが、その基準は4ページの下段に説明したとおりです。

毎年、評価委員会が前年の成績案を評価理由とともに提案し、各地での市民評価会議やインターネットで一般市民からの意見を聴き、それを加味して最終的な成績表を作成しました。成績表は、外務大臣、関係国会議員に提出するとともに、英訳され、NPT再検討準備委員会に参加する各国政府代表や外交官、NGOに配布されました。02年、03年、04年の成績は、ピースデポのウェブサイト(www.peacedepot.org)で見ることができます。

05年は5月にNPT再検討会議が開かれ、成績表の締めくくりの年となります。広島、長崎の被爆60周年という節目の年でもあります。そこで、成績表は、過去5年間を総合した評価を示すものとなりました。この冊子は、日本政府の核軍縮努力の現状を、データをもって理解していただく貴重な資料であると確信します。最終成績表は、これまでと同様に英訳、活用されるとともに、上記ピースデポのウェブサイトに掲載されます。

最後に、この「成績表」は、私たち日本の市民自身の核兵器廃絶努力を振り返る「点検表」でもあることを確認しておきたいと思います。日本政府と国際世論を動かすための知恵と行動を生み出すために役立つことを願っています。その意味では、5ページの「総評と勧告」をぜひお読みください。

2005年3月

NPT再検討プロセスとは

核兵器廃絶に活かすべき国際会議です

(13+2) 項目は、核兵器国に核廃絶を求めていくための重要な「手がかり」です

NPT第6条は 核軍縮義務を定めています

核不拡散条約(NPT)は、核兵器の拡散を防止することを目的とした条約で、1968年に署名され、1970年に発効しました。NPTは、米、ロ、英、仏、中の5か国を公認の核保有国(核兵器国)と定め、それ以外の国(非核兵器国)が、核兵器を持ったり開発することを禁止しています。2004年12月現在で189か国が加盟しています。180を超す非核兵器国が核兵器を持たないと誓うかわりに、5つの核兵器国が核軍縮について「誠実に交渉を行うことを約束する」(第6条)としている点で、「とりひき」の条約と言えます。

NPT第6条:

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

条約には弱点と ジレンマもあります

NPTには2つの欠陥が指摘されています。

1つは、非核兵器国が核兵器を持たないような厳密な検証システムを定めているのに、核兵器国の核軍縮義務は精神条項に留まっているという「差別性」です。この差別性を理由に、インド、パキスタンは加盟していません。両国は1998年5月に核実験を行って核保有宣言をしています。核兵器の保有を公言はしていませんがその可能性が高いイスラエルとあわせて、3か国がNPT非加盟の「事実上の核保有国」と言われています。

もう1つは、「原子力の平和利用」に対する積極推進の立場です(条約第4条)。NPTはすべての非核加盟国に国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受けることを義務づけており、「原子力の平和利用」技術をある程度管理する役割を担ってきました。しかし、そもそも原子力エネルギー技術の拡散が核兵器技術の拡散の道を広げることが否定できず、この点でNPTは自己矛盾に陥っています

再検討プロセスは、 核軍縮交渉の会議です

条約の運用状況を点検するために、1975年から5年ごとに条約の再検討会議(運用検討会議)が開かれています。再検討会議と次の5年後の会議の間には、ほぼ毎年、準備委員会が開かれます。NPT再検討会議と準備委員会は、核兵器国に核軍縮義務の履行を求めることができる多国間交渉のプロセスなのです(NPT再検討プロセス)。

NPT第8条3項:

「前文の目的およびこの条約の規定が実現されることを確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の5年後にスイスのジュネーブで締約国の会議を開催する。その後5年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には、条約の運用を検討するという同様の目的をもって、さらに会議を開催する。」

1995年: 「体系的かつ前進的努力」に 合意しました

1995年には、NPTの無期限延長が決定されました。それとひきかえに結ばれた「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」文書(「原則と目標」)は、「核削減への体系的かつ前進的努力を断固として追求する」としています。

「原則と目標」第4節(c):

「核兵器国は、核兵器の廃絶を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するため体系的かつ前進的努力を断固として追求し、また、すべての国が、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を断固として追求すること。」

2000年： 「明確な約束」と(13+2)項目が 合意されました

2000年5月の第6回NPT再検討会議では、核廃絶交渉の加速を力強く求める非核国グループ「新アジェンダ連合」(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン)が核兵器国と交渉を重ね、全会一致の最終文書が採択されました。その中には、核兵器国が核廃絶を達成するという「明確な約束」がはっきりと記されています。

2000年NPT再検討会議最終文書 第6条関連第15節の6:

「すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う。」

この「明確な約束」とあわせて、核軍縮のための「実地的措置」13項目が合意されました。この13項目と、第7条関連で重要な2項目をあわせた(13+2)項目の履行を求めていくことが、2005年NPT再検討会議に向けた焦点となっています。(+2)項目とは、「法的拘束力のある消極的安全保証」と「非核地帯の設置」です。

北朝鮮をめぐる情勢は、 まさに(13+2)項目に関係しています

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による核の瀬戸際外交が続けられています。03年1月にNPTからの脱退を宣言した北朝鮮は、その後核兵器を保有しているとの立場をたびたび示唆してきました。この問題の平和的な解決に向け、これまでに中国の仲介努力により3回の6か国協議が開催されるなど、粘り強い交渉が続けられてきました。しかし、米国の「敵視政策」の転換と「安全の保証」の供与を求める北朝鮮と、北朝鮮の核兵器計画の完全放棄を求める米国との対立は継続し、交渉は難航しています。

(13+2)項目は、この問題の平和的解決に向けた手がかりとして、今こそ活用されるべきです。特に、北朝鮮への核攻撃をしないこと、東北アジア地域の非核化を促進することなどを含む、(+2)項目の履行努力は、この問題の解決に直接結びついています。それは、東北アジア地域の信頼関係を前進させることをうたった02年9月の平壤宣言を実行することにもつながります。

日本の政策が 問われています

日本政府は、13項目の合意に基づいて核軍縮政策を進めると表明しました。そして、2000年以後は「核兵器完全廃棄への道程」という題名の核軍縮決議案を国連総会に提出し続けています。

しかし、13項目の履行は、決して核保有国だけの課題ではないことを、日本政府は忘れていません。たとえば、この中に「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」という合意項目がありますが、これは日本のような「核の傘」に依存する国も依存から脱却しなければならないことを意味しています。にもかかわらず、日本は「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」を求める国連決議を出しつつ、自分自身は「核の傘」依存の政策を変更する姿勢をまったく見せていません。

日本政府が本当に核兵器廃絶のリーダーシップを発揮するために、NPT再検討プロセスを活用する道が数多くあるのではないのでしょうか。

私たちの声を 政府に届けましょう

要請先:

(東京)

町村信孝外務大臣／天野之弥軍縮不拡散・科学部長
100-8919東京都千代田区霞ヶ関2-2-1外務省
軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課
TEL 03-5501-8221
FAX 03-5501-8220

(ジュネーブ)

軍縮会議日本代表部 美根慶樹軍縮大使
TEL (41) 22-717-3444
FAX (41) 22-788-3818
E-mail: mission.japan-cd@ties.itu.int

(ニューヨーク)

国際連合日本代表部 大島賢三大使
TEL (1) 212-223-4300
FAX (1) 212-751-1966
E-mail: mission@un-japan.org

核軍縮:日本の成績表・2005

(2002~4年の成績はそれぞれ前年の努力への評価ですが、2005年の評価は2000年以後の努力の総合評価です)

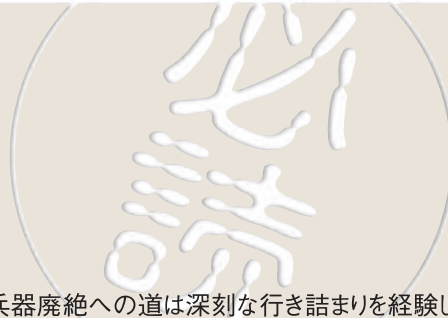
NPT (13+2) 措置	2002	2003	2004	2005
1 CTBT早期発効	D	B	B	B
2 核爆発実験のモラトリアム	D	D	D	D
3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B	B	B
4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D	D	D
5 不可逆性の原則	E	E	E	E
6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E	E	E
7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E	-	E	E
8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D	D	D
9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D	D	D
a 核兵器の一方向的削減	D	D	D	D
b 透明性の増大	D	E	E	E
c 非戦略核兵器の削減	D	D	E	E
d 作戦上の地位の低減	D	E	E	E
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E	E	E
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D	D	D
10 余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C	C	C
11 究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E	C	D	E
12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D	D	D
13 検証能力のさらなる開発	D	D	D	C
+1 法的拘束力のある消極的安全保証	D	E	E	E
+2 非核地帯の設置	D	C	D	D
全体平均	D	D	D	D

CTBT=包括的核実験禁止条約、CD=ジュネーブ軍縮会議、FMCT=兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約=対弾道ミサイルシステム制限条約、START=戦略兵器削減条約、IAEA=国際原子力機関、ICJ=国際司法裁判所

評点の説明

- A** 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。
- B** 「重要課題」(「評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的に取り組んだ。
- C** 「課題」の一部にとり組んだ。
- D** 「課題」「重要課題」にとり組まなかったか、取り組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。
- E** 「重要課題」にとり組まなかった。一部にとり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。(したがって「重要課題」が設定されていない項目にはE評価はない。)

奮起を求めます



●日本が変われば世界は変わる

広島、長崎の被爆から60年を迎える今、核兵器廃絶への道は深刻な行き詰まりを経験しています。ゴールへの具体的な道筋すら描けない状態です。この困難を克服するためには、大きな国際世論の盛り上がりと信念に満ちた政府レベルのリーダーシップが必要です。このいずれの分野においても、核兵器が比類のない非人道兵器であることを知る日本政府こそが、決定的な役割を演じることが可能です。

しかるに、NPT2000年再検討会議以来の5年間の日本の核軍縮努力に対して、私たちは、残念ながら、全体としてDという落第点をつけざるを得ません。状況を好転させることは可能である、日本政府が変われば世界は変わる、と私たちは信じます。日本政府の奮起を求めます。

●まず、核兵器依存からの脱却を

私たちは、2000年に合意された(13+2)項目の中間的措置に関する日本政府の履行努力を一つ一つ検証しました。その過程で、日本政府が米国の核抑止力に依存していることが、いかに日本の核軍縮政策を歪めているかを、具体的に再認識しました。たとえば、地下核実験再開に関係する未臨界実験に対して反対の意思表示をしないのは、それが日本を守る核兵器の維持に必要なだという米国の説明に逆らえないからです。また、非核兵器国に核攻撃をすることを非合法にすることに消極的なのは、米国の「核の傘」が弱まることを心配するからです。さらに、新しい核兵器競争を生んでいるミサイル防衛を積極的に進める理由の一つは、米国の核戦略との一体化を維持するためです。

そもそも日本が核兵器に依存していることが、被爆国の道義的立場を決定的に弱めています。

私たちは、日本が、何よりもまず、核兵器依存の安保政策から脱却することを求めます。

●協調的安全保障への転換

核兵器に依存しなくても、日本の安全を確固たるものにするには可能です。それは、平和憲法に基礎を置いて、多国間の協調的安全保障の仕組みを具体的に築いてゆく道を選ぶことです。過去5年間、(13+2)項目合意の履行を推進する立場から、私たちは「厳密な検証制度を備えた東北アジア非核兵器地帯」の設立を日本政府に促してきました。日本政府は、一般論としては非核兵器地帯を支持し、中央アジア非核地帯の設立には積極的な協力をしながらも、日本自身の政策としては消極的な態度を示し続けています。私たちは、日本政府が東北アジアにおいて協調的安全保障の道に進む証として、まず東北アジア非核兵器地帯設立の意思を表明することを勧めます。それは、進行中の6か国協議にも好影響を与えるでしょう。

●政治的リーダーシップの問題

成績表を付ける過程で、日本のトップの外交方針が軍縮担当部の努力を台無しにするを経験しました。日本政府の突出したイラク戦争支持の政策が(13+2)項目履行努力を台無しにしたのは、その好例です。一方で「核兵器のない世界」に必要な検証制度を強化する努力に日本は投資し、成果を収めながら、一方で国連の検証は無能であるとしてイラクへの武力行使を支持したのです。

ここで、強調しなければならないのは、政治レベルでの確固たるリーダーシップ無しには、日本の核軍縮分野における国際貢献は覚束ないということです。その意味で、国会議員がこの問題に強い関心と影響力を発揮することを望みます。

●軍縮庁を設置する

最後に、確固たる政治的リーダーシップのもとに働く軍縮専門の政府機構として「軍縮庁」を設置することを勧告します。それは、日米安保体制との整合性もふくめて、軍縮、とりわけ核軍縮問題を包括的に扱う役所です。そこには、現在よりもはるかに多くのスタッフが配置され、NGOとの協力関係も強化されるべきでしょう。政府は世界に向かって「核兵器廃絶は日本の悲願」と事あるごとに口にしています。しかし、少数の担当者に過重の役割を負わせている現実、その主張と余りにも乖離しています。

1

いつでも、どこでも、
核実験を禁止する

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。



放射能汚染物をコンクリートで格納したドーム。
エニウェトク環礁のルニット島。
提供:竹峰誠一郎

1996年に成立した包括的核実験禁止条約（CTBT）の条文によると、条約の発効のためには、原子力技術を持つ44か国が批准を済ませなければならない。NPT2000年合意が成立した時点において、44か国のうち13か国が未批准であった。13か国のうち、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の3か国は署名もしておらず、署名はしたが未批准の国は、アルジェリア、中国、コロンビア、コンゴ民主主義共和国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナムの10か国であった。この中では、核兵器国である米国と中国、とりわけ最強の核兵器国である米国が含まれていることは、CTBT早期発効の上で大きな障害であった。

日本政府は、CTBT早期発効を最も重要な軍縮課題の一つと考え、44か国の中でもっとも早く批准し（97.7.8）、国連総会などの機会をとらえて早期発効の重要性を訴えてきた。日米二国間でも、CTBTの早期発効を「当座の最優先課題」とする「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」を設立した（2000.3.8）。

一方、条約成立後5～9年以上経過しても発効の目途が立たないことから、条約への国際的関心の減退が懸念される。それに歯止めをかけるためには、早期発効の訴えを続けリーダーシップを発揮する国が必要とされている。したがって、日本政府は、**1. 国連総会などの機会にCTBT早期発効を強く訴え続け、国際世論の維持と強化を図ること、2. 米国に対して強く批准を要求すること、3. 米国以外の12か国に対して各国に適した方法で批准促進活動を行うこと、などを課題とすべきである。**

2

核実験停止を
継続する

2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

ブッシュ政権登場以来、米国がこの条項に違反する可能性がもっとも強い国となった。02年3月に暴露された米国の「核態勢見直し（NPR）」報告に、核実験再開の必要性が書かれていたからである。その理由として、第一に備蓄核兵器の信頼性と安全性の維持、第二に新型核兵器の開発が掲げられた。また、NPRは、米国が行っている未臨界核実験が、核実験再開のための人材確保や技術の維持の役割を持っていることを明らかにした。さらに、今後、実験再開への準備態勢を高めるための演習としての役割を加味することを提案した。そして、米エネルギー省は、現在2～3年とされる核実験再開の準備期間を短縮する法律を、02年春から議会に提案し始めた。

したがって、日本政府は、**1. 核爆発実験を停止するモラトリアム維持の国内・国際世論を喚起し、2. 米国の核実験再開の動きに危機感を持って抗議して中止を求め、同時に、未臨界核実験を容認してきた従来の姿勢を改め、3. 未臨界核実験反対の立場を明確にすることが求められる。**

3

兵器用核物質を
作らせない

3. ジュネーブ軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

日本政府は、兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT、カットオフ条約）をCTBTと並ぶ重点項目に位置づけて、その推進を図ってきた。2000年秋の国連総会では、日本はNPT合意よりも厳しく「2005年より前の可能な限り早期の妥結」という内容をもった「道程決議」を提案した。

しかし、問題の最大のネックはFMCT交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD）が空転を続けていることにある。CDは、毎年その年の作業プログラムについて全会一致で合意をすることが必要である。空転の原因は、核軍縮、FMCT、大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）、法的拘束力のある核攻撃をしない安全の保証（消極的安全保証）という現在の4つの重要問題について、特別委員会あるいは作業グループなどを設置する作業プログラムを決定するに当たって、その目的・任務をめぐる意見の相違が解決できないことにある。とりわけ核軍縮問題とPAROSを巡る米国と中国の対立が継続している。

日本政府は、**1. FMCTの早期交渉開始と妥結について強く訴え続けること、2. 4つの重要課題について公正な外交的立場を維持し、CDの正常化に熱意をもって取り組むこと、3. CDの枠外でも検討可能なFMCTの技術的問題を研究する専門家会議の開催を追求すること、を課題とすべきである。**

2000年合意の時から05年1月末現在までに、CTBT署名国数は155から174に、批准国数は61から120へと増加した。しかし、発効に必要な44か国のなかで未批准の13か国に関しては、アルジェリア(03.7.11)とコンゴ民主主義共和国(04.9.28)のわずか2か国が批准し、11か国になっただけである。注目の米国に関しては、この間に状況は悪くなった。01年に発足したブッシュ政権がCTBT不支持の政策を取ったからである。

評価

B

それ以後、米国は公式文書においてCTBT批准の意志がないことを繰り返し表明した。04年NPT再検討準備委員会においても、「合衆国はCTBTを支持しないし、加盟国にならないであろう」(04.5.3)と述べている。

米国の政策変更に伴って、日本政府の政策は一時揺らいだ。日本が提出した2000年秋の国連総会決議(2000.11.20、55/33R)「核兵器完全廃棄への道程」(以下、「道程決議」)においては、NPT合意よりも進んだ「03年より前の発効」を求めたにもかかわらず、01年の「道程決議」(案)(A/C.1/56/L.35)では「早期発効」の要求すら降ろした原案を提出した。この動きを知った市民は強く反発して外務省への要請行動を起こす

などした。広島、長崎市長も首相宛要請書を提出した(01.9.1)。日本政府は軌道修正し「早期発効」の要求を復活させた(A/C.1/56/L.35/Rev.1)。それ以後は、日本の「道程決議」は米国の政策に反して「CTBT早期発効」を要求し続けている(最新の決議は59/76(04.12.3))。国連総会だけではなく、CTBTに規定されている(第14条2項)発効促進会議(第2回(01.11.11-13)、第3回(03.9.3-5))、またCTBTフレンズ外相会議(第1回(02.9.14)、第2回(04.9.23))において、日本はリーダーシップを発揮し各国からも評価されている。

一方で、日本政府は米国を厳しく批判していないことも事実である。早期発効努力の二国間合意を、米国が一方的に破棄したことに日本は反発しなかった。前述の日米二国間の会議は継続され(最新は第8回(04.7.27))ているが、日本は問題に言及するだけで交渉課題にはしていない。

米国以外の発効要件国に対して、日本政府はさまざまな機会を捉えて署名・批准を求めている。途上国に対しては批准に必要な国内条件を整えるための技術援助も行ってきた。

以上の活動を総合して評価をBとする。

CTBT発行に必要な44か国(太字:未批准)
アルジェリア/アルゼンチン/オーストラリア/オーストリア/パングラデシュ/ベルギー/ブラジル/ブルガリア/カナダ/チリ/中国/コロンビア/コンゴ民主主義共和国/エジプト/フィンランド/フランス/ドイツ/ハンガリー/インド/インドネシア/イラン/イスラエル/イタリア/日本/メキシコ/オランダ/北朝鮮/ルウェー/パキスタン/ペルー/ポーランド/韓国/ルーマニア/ロシア/スロバキア/南アフリカ/スペイン/スウェーデン/スイス/トルコ/ウクライナ/英国/米国/ベトナム

日本政府は、日本提案の国連総会決議、CTBT発効促進会議、CTBTフレンズ外相会議などあらゆる機会を捉えて、CTBT早期発効と同時に核実験のモラトリアム維持を訴えてきた。

その意味では一般的な努力をしてきたと言える。

評価

D

しかし、この期間にもっとも重要な課題は、モラトリアム体制を危機に陥れる米国の一連の政策に、明確な抗議の意思表示と中止の要求を行うことである。実際、米国では、「03会計年度国防認可法」(02.11.13)が、実験再開準備期間を6か月、12か月、18か月、24か月に短縮するための計画書の作成を命じた(3142節)。「04会計年度国防認可法」(03.11.24)は「エネルギー省は、合衆国が18か月以内に地下核実験を再開しうる準備

態勢を06年10月1日までに開始、達成し、以後維持しなければならない」と命じた(第3113節)。国際世論と米国内世論によって、準備期間短縮の05会計年度予算はカットされたとの情報があるが、楽観は許されない状況である。この期間、日本政府は、米国がNPT再検討準備委員会で「モラトリアムの継続」を約束し続けていることを理由に、この問題について米国を全く追及してこなかった。

未臨界実験についても、日本政府は「備蓄兵器の信頼性と安全性の維持のためである」という従来の米政府と同じ説明を繰り返すのみで、情勢にまったく無頓着であった。

重要課題への取り組みが見られず、総合評価をDとする

最後の核実験を行った日付
米 1992年9月23日
英 1991年11月26日
仏 1996年1月27日
口 1990年10月24日
中 1996年7月29日
インド 1998年5月13日
パキスタン 1998年5月30日

日本政府は、毎年、国連総会に提出する「道程決議」において、「(FMCTを)交渉するための特別委員会を、(その翌年の)会期内のできるだけ早期にCDに設置し、5年以内に交渉を妥結すること」という内容を盛り込んで、多数の国の賛成を得てきた(最新の決議は59/76(04.12.3))。また、CDにおいて、日本政府はFMCTの内容について具体的な提案を行う作業文書(03.8.14、後にCD/1714、03.8.19)を提出するなど、積極的な取り組みをした。しかし、04年、サンダース米国CD代表がFMCTを優先交渉課題であると積極性を示しながらも、「FMCTの現実的で効果的な検証は達成不可能である」(04.7.29)と日本と正反対の主張を述べた。これに対して日本は、まだしっかりと反論を展開していない。

評価

B

いくつかの調停案が登場しながらも、CDの行き詰まりは打開されなかった。すでに2000年8月にはアモリム調停案(CD/1624、アモリムはブラジル大使の名前)が出されていた。02年8月、後に5大使(A5)と呼ばれるデンプリ(アルジェリア)、リント(ベルギー)、レイエス(コロンビア)、サランダー(スウェーデン)、ベガ(チリ)という5人のCD議長経験者が提案した調

停案(後に公式文書CD/1693、03.1.23)が出た。翌年、5大使調停案は、米国と中国の歩み寄りを促すよう修正された(03.6.26)。その結果、ロシアがこれを支持し(03.7.31)、中国も「もう一度柔軟性を示したい」として修正案への支持を表明した(03.8.7)。しかし、米国の同意は得られず行き詰まりは打開されなかった。これらの過程において、日本政府はリーダーシップをとったとは言えないが、積極的に調停案を支持してCDの正常化を訴えた。

とはいえ、日本は公正な説得力を示す立場を持ち得なかった。中国がPAROS特別委員会に宇宙兵器禁止条約の交渉任務を与えるべきとし、米国が強くこれに反対することが対立の一つの焦点であった。明らかに米国のミサイル防衛(MD)推進政策が状況を悪化させており、日本自身は米国のMD政策の共同推進国に他ならないからである。

CD外における専門家会議に関しては、日本はFMCT(01.5.14-15)、検証問題(03.3.28)を共同主催するなど積極的に取り組んだ。

MD推進政策が日本の立場を弱めているが、それなりの積極的な取り組みが認められるので評価をBとする。

項目にある「1995年の専門コーディネーターの声明」は、報告を行ったカナダ大使の名前から「シャノン報告」と呼ばれる。FMCTについては過去に生産された兵器用核物質の扱いが争点の一つであるが、シャノン報告は、「過去の生産についての考慮」を「特別委員会で提起することを妨げるものではない」と述べている。

4

核軍縮交渉の
テーブルを造る

4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる

核軍縮交渉の場をCDに確立するためには、二つの競合する課題が存在する。第一に、前項と同じく、まずCDが4つの重要課題についての作業プログラムに合意し、正常化しなければならない。第二に、核軍縮特別委員会の任務が、形式的な意見交換だけではなく実質的な交渉の場になりうる可能性を持たなければならない。この困難な課題を解決するために、日本政府は被爆国のみが持つ道義的立場を交渉の力にすることが求められている。とりわけ最強の核兵器国である米国が、「ならずもの国家」「悪の枢軸」という挑発的な言辞によって、核兵器の不拡散を際立たせて強調する情勢の中で、核保有国の核軍縮義務を明確に主張することが求められる。また、そのためには核兵器廃絶を求める強力な国際世論を積極的に喚起する必要があるであろう。

したがって、日本政府は、1. 被爆国の道義的立場を背景にした自立的な外交によって、CDの正常化と核軍縮のための下部機関設置の緊急性を訴えること、2. 核軍縮の緊急性を訴える強力な国際世論を喚起するため創意ある努力を行うこと、が求められる。被爆の実相を伝えることはその不可欠の要素である。

5

核軍縮を
後戻りさせない
(不可逆性の原則)

5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

この原則は、核兵器廃絶を達成するために極めて重要な原則である。この合意が行われた当時には、米国とロシアの間で積み重ねられていた戦略兵器削減交渉（START）が継続し、ロシアは、対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）の存続を強く主張していた。これら後戻りさせないことが重要な課題であった。ブッシュ政権がABM条約を一方的に破棄し（02.6.13に発効）、新しい核兵器政策を採用し始めてからは、米ロ新条約（モスクワ条約、03.6.1に発効）に不可逆性の原則を盛り込ませたり、ブッシュ政策の逆行政策に歯止めをかけることが課題となった。とりわけ、核態勢見直し（NPR）に書かれた方針は、この原則を無視する内容を多く含んでいた。たとえば地中貫通型核兵器の研究・開発も、「新型核兵器を開発しない」という米国の政策を覆すものであり、不可逆性の原則違反である。また、ミサイル防衛（MD）システムの開発・配備は新しい核兵器競争を誘発するものであり、不可逆性の原則の観点からも中止されなければならない。

したがって日本政府は、1. モスクワ条約において削減兵器の復活を禁止するよう米口に働きかけ、2. 「小型核兵器の研究禁止の撤廃」など米国で進む不可逆性の原則無視に対して、厳重に抗議し原則順守を強く要請すべきである。日本政府自身、3. ミサイル防衛開発・配備に参加すべきではないし、米国の戦術核兵器の艦船・航空機への再搭載を阻止するため、また日本の国是を後退させないために、4. 日本の非核三原則を法制化すべきである。

6

核兵器廃絶を
明確に約束する

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

この合意項目は、国際世論を背景にした新アジェンダ連合（NAC）の努力の結果、核兵器国から取り付けた重要な言質である。しかし、米国のブッシュ政権は核兵器の半永久保有を意図したNPR報告を作成した。他の核兵器国も、その陰に隠れて約束の実行を渋っている。しかし、すべてのNPT加盟国は、この約束の実行を求めて智恵を絞るべきである。とくに、核兵器を保有しなくとも核兵器に依存した安全保障政策を取っている日本のような国は、核兵器の有用性を否定する方向に自国の政策を変えることが求められる。

したがって、日本は、1. 国連総会に提案する「道程決議」の中に、すべての核兵器保有国に核兵器完全廃棄の約束を実行するためのプランの作成を要求し、2. 日本自身が、核兵器依存を完全廃止する実行プランを作成すべきである。

日本政府は、毎年の国連総会「道程決議」において、核軍縮を扱う下部機関を「(その翌年の)会期内のできるだけ早期にCDに設置すること」と、目標期限を設定した要求を掲げ続けた(最新の決議は59/76(04.12.3))。その意味では、積極的な姿勢を示した。しかし、FMCTの場合に比較して、核軍縮の課題において被爆国のもつ道義性を発揮するには、より全体的な日本の平和政策が問われる。前項で述べたように、核軍縮とMD推進とは相矛盾する側面を持ち、MDで米国と密接な協力関係を持つに至った日本は、CDにおける核軍縮交渉力を大幅に弱めたと考えられる。また、「NPT体制の下で、ほぼ全ての国により、核兵器保有という選択肢を放棄する約束がなされた」という事実を核兵器国は重く受けとめるべきです。…目に見える核軍縮の成果を示すことが求められて

評価

D

います」というCDにおける外相演説(川口順子外相、03.9.4)のように、日本は的確な核兵器国批判を行っている。ところが一方では、米国の新型核兵器への動きや核実験再開準備期間短縮に関して明確な批判の言葉を発しないため、日本は米国の強力な追随者と評価されざるをえないのである。

CDに核軍縮の緊急性を訴えるために強力な国際世論を喚起する課題についても、日本政府は積極的な取り組みをしなかった。海外で被爆の実相を伝えるために政府自ら行動を起こすこと、国連ミレニアム総会で出されたアナン事務局長の「核の危険を減らす国際会議」提案、平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動・ビジョン2020」(04.1)など貴重な機会があったが、日本政府は行動を起こさなかった。

総合評価をDとする。

5大使調停案は、4つの重要課題それぞれに特別委員会を設置することを求めている。それぞれの特別委員会の任務は以下の通り:
 ●核軍縮:情報と意見の交換。その中で将来の多国間作業の可能性を検討
 ●FMCT:条約の交渉
 ●PAROS:話題や提案の特定と検討
 ●消極的安全保証:有効な国際的取り決め(法的拘束力のある条約の場合もありうる)の交渉
 核軍縮の特別委員会の任務が極めて弱いことがわかる。

米国NPRは「迅速対応戦力(responsive forces)」という新しい範疇の核戦力を定義した。この考え方によって、モスクワ条約によって一旦削減した核兵器を、将来必要が生じたときに迅速に復活させる可能性があることを、米国は04年再検討準備委員会の公式文書でも改めて明言した(米国代表団ファクト・シート、04.5.4)。このような政策に対して、新アジェンダ連合(NAC)は国連総会決議その他で繰り返し批判してきた(最近の例:04.9.21外相声明)。NACの態度とは対照的に、日本政府はこのことを指摘せず、「道程決議」においても一貫してモスクワ条約の肯定的側面のみを強調してきた。

また、NPR以来次々と進行した米国の逆行した核兵器政策に対して、日本政府の対応は極めて弱いものであった。「核実験準備期間の短縮」に関しては、第2項目で述べたとおりである。米エネルギー省は、「04会計年度国防認可法」(03.11.24)において、懸案であった小型核兵器の研究・開発禁止条項(スプラット・ファース条項)の撤廃(第3116節)を議会に認めさせ、新概念核兵器の研究に着手した。それより1年前、「03会計年度国防認可法」(02.11.13)においてバンカーバスターと呼ばれる「強力地中貫通型核兵器の

評価

E

研究・開発」(第3146節)が条件つきながら認可された。これらの動きについて、NACが国際的な場で明確に批判を述べたのに対して、日本政府はそれをせず、「小型核兵器」に関する懸念を内輪で米国に伝えているに過ぎない。

MDに関しては、日本政府は日米共同技術研究を98年以來続けてきたが、ついに米国製システムの購入・配備を決定するに至った(03.12.19)。さらに、それを日本の防衛の基本柱に据える防衛計画大綱の改定を行った(04.12.10)。MDは、ロシアに新型弾道ミサイルの実験に走らせる(プーチン大統領談話、04.11.17)など、懸念されていた新しい核兵器競争をすでに生み出している。日本政府は、この流れを押さえるどころか、加速する役割を果たしている。

非核三原則の法制化について、非核自治体や市民団体は繰り返し政府に要求しているが、政府は全くその意志を示さない。02年に福田康夫内閣官房長官が「将来、非核三原則の見直しもありうる」と記者団に語って(02.6.3)大騒ぎになり、衆議院有事法制特別委員会で集中審議(02.6.10)が行われた。小泉純一郎首相が、「政策として非核三原則を選ぶ」ことを確認したが、法制化への意欲にはほど遠い。

総合して、日本はこの原則に無関心であり、評価をEとする。

すでに紹介した米国の新しい核兵器計画の立法措置の他に、04年会計年度には、核弾頭の心臓であるプルトニウムの一次爆発装置の新しい製造工場の設計予算が認められた。これは「近代的ピット施設(MPF)」と呼ばれ、冷戦時代に匹敵する年間450ピットの製造能力を持つ。05年度予算ではこの計画の予算が大幅に削減されたが計画は生きている。このような「明確な約束」と真っ向から対立する動きに対して、日本政府は目をつぶり続けている。「核兵器完全廃棄への道程」という新しいタイトルの国連総会決議を2000年秋から出し始めたのは、まさにこの「明確な約束」を受けたものであるにかかわらず、日本政府は現実から目を背けて、「明確な約束」の実行を迫ろうとしない。「道程決議」は、それ以後変わり映えのない内容を繰り返すのみであった。04年決議までそれは続いた。「実行プラン」を要求するどころか、「明確な約束」を焦点化する工夫も全く現れなかった。また日本政府は、「明

確な約束」が、核兵器に依存している日本自身にも跳ね返ってくる課題だという認識すら示さず、したがって取り組みもなかった。

日本政府の努力の無さは極めて残念であり、評価をEとする。

評価

E

確な約束」が、核兵器に依存している日本自身にも跳ね返ってくる課題だという認識すら示さず、したがって取り組みもなかった。



the UN Photo

この成績表は「核兵器完全廃棄の約束を実行するためのプラン」の作成を課題として要求してきたが、最近のカーネギー国際平和財団の報告書「普遍的な遵守(Universal Compliance)」(2005年3月)も、同趣旨の勧告を行っている。

7 米ロ二国間の基礎となる軍縮条約を放棄するな

7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること

2000年合意の時、米ロがABM条約を維持しつつ第3次戦略兵器削減交渉（START III）に合意する筋道が、米ロの核軍縮の枠組みとしてもっとも有効であると考えられた。事実、START IIIの内容には、後のブッシュ提案よりも迅速な戦略兵器の削減ベース、不可逆性の原則の確認、戦術核に踏み込んだ削減、などがすでに議題に上っていた。したがって、この過程を守るために、ロシアが強く求めていたABM条約維持と米国のMD計画の制限が極めて重要であった。しかし、ブッシュ政権がABM条約破棄とMD推進を公約して登場し、この合意項目は文字通り反古にされた。米国はABM条約の破棄通告を行い（01.12.13）、条約は6か月後に失効した（02.6.13）。STARTに代わる戦略的攻撃力削減条約（モスクワ条約、SORT）が米国ペースで交渉、モスクワで署名され（02.5.24）、約1年後に発効した（03.6.1）。しかし、モスクワ条約にはさまざまな欠陥が問題となった。

日本政府は、CTBT発効と並んでSTART過程を繰り返し重視して来たのであるから、**1. 米国のMDに強力に反対しSTART過程を守ること、2. モスクワ条約が透明性、検証可能性、不可逆性を備えるように要求すること、が求められた。**

8 米ロの核兵器から出た核物質の処分を第三者が検証する

8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関（IAEA）の三者構想の完成と履行。

米ロが核兵器の削減に伴って余剰となった核分裂物質について、IAEAを加えた検証制度を確立して再び兵器目的に使用することを防止するために1996年に三者構想が立ち上げられた。この制度が確立すれば、他の核兵器国にも応用することが可能であり、NPT第6条の核兵器完全廃棄の義務履行を透明性と不可逆性をもって実行するのに重要な意味をもっている。

2002年9月、IAEAのエルバラダイ事務局長は、IAEA総会での演説で、三者構想の第一段階が成功裏に概ね完了し、検証体制の法的枠組みが確立されたことが述べられた。

したがって、**1. 日本政府は、核兵器国に対する透明性のある検証制度の強化という観点から、三者構想を積極的に支持し、その完成を促すことが求められる。**

9 「みんなの安全」の原則

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること。

第9項には6個の段階的措置が含まれているが、その全体にかかる枕詞として「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」が掲げられている。核兵器国が「戦略的安定性」という枕詞をつけようとしたが、新アジェンダ諸国などが核兵器バランスを容認しない立場から「国際的安定」という言葉を主張した。

「安全保障が減じない原則」を核軍縮に抵抗する論拠とする場合がありうる。「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の脅威に対抗するため、米国が核兵器の第一（先制）不使用の政策をとることに反対である」と議論するのは、そのような一例である。

しかし、核兵器の削減、警戒態勢の緩和、核兵器への説明責任の強化、第一（先制）不使用などの措置は核軍縮を促進する環境を作り、結果的に「国際的安定」や「みんなの安全」を促進するという立場に立つべきである。

日本の最初の道程決議（55/33R、2000.11.20）は、ABM条約・START過程の維持を要求していたが、01年の道程決議（56/24N、01.11.29）は米国がABM破棄通告を行う前であったにもかかわらず、もはやそれをしなくなった。少なくともその段階では、日本政府は、米国のABM脱退の動きを牽制し、それを阻止する努力を傾注するべきであったろう。START過程よりも核兵器廃棄により有効な過程が保証されない限り、日本政府は「ABM体制の維持・強化とSTART過程促進」を、国連決議において継続して要求することが、最低限の意思表示として必要であった。

一方では、背後にある核軍縮への悪影響を理由に米国のMD計画を批判し、戦域ミサイル防衛（TMD）日米共同技術研究を、少なくとも一時中止の判断を示すこともできた。しかし日本は、事実関係に目をつぶり、日米共同技術研究はABM条約問題と無関係であると強弁しつつ、MD推進の政策を継続した。その後の経過を見ると、日本は世界でトップに位置す

る米国MD計画の共同推進者になっている。そして、MDは新たな軍拡を誘発し、軍備管理に多くの課題を生みだしている。

新しく成立したモスクワ条約は、すでに「不可逆性の原則」において論じたように、その原則に違反して、削減した核弾頭の再搭載に道を開いている。また、検証制度を確立していない、削減速度がSTART」で想定していたものよりも遅い（後述する9a項参照）、運搬手段の廃棄が義務づけられていない、など多くの欠点がある。日本政府は、モスクワ条約を肯定的に評価するのみで、これらの問題点を指摘し改善の要求をしていないことは、すでに第5項目で述べた通りである。

この項目に関して日本政府の努力は全く見られず、評価をEとする。

モスクワ条約では、米口の作戦配備された戦略核弾頭の数に2012年までに1700~2200発まで削減することを定めている。

評価

E

大枠の合意があったにもかかわらず、三者構想の実際の進展は足踏みを続けている。03年度IAEA総会において、エルバラダイ事務局長は、法的な枠組みなど検証体制の実施に向けた基盤は準備できているものの、「（米口）どちらの国からもまだ要請を受けていない」と述べた（03.9.15）。04再検討準備委員会においても、IAEA代表はこの状況が続いていることを確認した（04.4.26）。

日本が提案する国連総会「道程決議」では、三者構想に言及していない。とくに反対しているわけではなく、すべての核兵器国に対して同様の要求をしている第10項に含めて考えていると思われる。しかし、米口間の核兵器削減の過程がIAEAによって検証されて行くことが重要であり、モスクワ条約に検証条項がない状況では、いっそう意識的な努力が必要である。日本のとり組みは不十分であり、Dと評価する。



Dean Calma/IAEA

評価

D

ここで掲げられている原則は、「一国の安全保障は、国際社会全体の安全保障とともに実現される」という「共通の安全保障」を追求するための原則ととらえるべきである。そのように考えると、日本が、イラク戦争を前後して急速に米国との軍事同盟関係を強調する傾向を強めていることは、憂慮すべき状況である。米英は、国連憲章に則って戦争回避を目指した国際社会の努力を無視して一方的にイラク戦争を始めた（03.3.20）。日本はこれを支持し、戦闘が続くイラクにイラク自衛隊を派兵する特措法を成立させ（03.7.26）、派兵が始まって後に国会承認を取り付ける（04.2.9）という経過をたどった。自衛隊派兵の目的は人道支援とされているが、「日米同盟の信頼性」という文脈を中心として進められていった。小泉首相は「国連は日本への侵略を防いでくれない」（04.1.27）という表現すらして日米安保重視への傾斜を述べた。新「防衛計画の大綱」（04.12.10）は、「米国との戦略的対話」として、この傾向を確認した。

言うまでもなく、米国の軍事力の頂点は核兵器にある。この立場に立てば、核軍縮の促進よりも米国との関係を良好に保つことが優先されるであろう。日本政府には、核軍縮こそが国際的緊張を低減し、日本の安全にも寄与するという確信に立った行動は乏しい。

この項目についての日本の努力をDと評価する。

評価

D

9d 「先制攻撃」「警報即発射」をしない

9d. 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

核軍縮には数の削減の側面と作戦上の低下の問題が含まれる。作戦上の地位とは、先制攻撃の態勢や瞬時の報復攻撃態勢（一触即発の反撃態勢）などを意味する。

ブッシュ戦略を特徴づける先制攻撃論は、具体的な国家戦略文書に描かれることによって、国際政治に緊張と不安定をもたらした。米大統領府が発表した「国家安全保障戦略」（02.9）が、「テロとの戦争」における先制攻撃を明記し、続く「大量破壊兵器と闘う国家戦略」（02.12）においても繰り返し強調された。この内容は、「国家安全保障大統領命令17（NDPD17）」（02.5）に基礎を持つことも明らかになった。また、米国とロシアにおいては、数千発の戦略核兵器が、警報が鳴ってから10数分で核兵器を発射できる態勢が現在でも保たれている。（この問題の専門家であるブルース・ブレア国防情報センター所長は、05年1月の米ジョージア州のカーター・センターにおける講演で現状を再確認した。）偶発戦争の危険、この体制を維持するための活動がもっている盗難や事故の危険を考えると一日も早くこの警戒態勢を解除すべきである。

したがって、日本政府は、1. ブッシュ政権の「先制攻撃戦略」を厳しく批判し、撤回を求めるとともに、2. 米口の「一触即発警戒態勢の解除」を主張すべきである。

9e 核兵器に出番を与えない

9e. 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

米国のNPRIは、次のような能力を持った新しい核兵器の必要性を述べた。①堅固で地中深く埋設された標的を破壊する能力（いわゆるバンカー・バスター）、②移動標的を発見し攻撃できる能力、③化学、生物剤を破壊する能力（ADW）、④精度を向上し付随的影響を軽減できる能力。これらはすべて、冷戦時代にはなかった新しい役割を核兵器に与えようとする試みである。中止を求める国際圧力を強めなければならない。

日本が米国の「核の傘」に依存しているのは、核兵器に役割を与えていることを意味する。役割縮小の約束を履行するために、日本は「核の傘」の撤廃を目指すべきであろう。進行中の防衛計画見直しの機会が、その好機である。「核の傘」を必要とする論拠となっている脅威は、検証制度をもった東北アジア非核兵器地帯の設立によってほぼ全面的に解消する。その設立に向かう政策を一日も早く表明すべきである。平行して、北朝鮮に対して、外交カードとしても抑止力としても核兵器を利用しないことを求めるべきである。

したがって、日本は、1. 米国が、核兵器に新しい役割を与えようとしていることに厳重に抗議し、ロシアの同様な動きに反対し、2. 「防衛計画の大綱」見直しにおいて、核抑止力への依存からの脱却を唱い、日本自身の核兵器への依存を撤廃し、3. 一日も早く、検証制度を持った東北アジア非核地帯設立を目指す政治宣言を発するとともに、その中で北朝鮮に対して核兵器計画の完全な否定を求めるべきである。

9f すべての核保有国が交渉のテーブルに

9f. すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

現在、米ロ2国間でしか存在していない核兵器削減交渉を核兵器保有5か国に拡大する必要がある。中国、イギリス、フランスは、米口の保有核兵器の数が、彼らの数のレベルまで削減されてからしか、このような会議に参加しないことを示唆している。第2段階としてNPTの外にいる「事実上の核兵器国」を巻き込む必要がある。インド、パキстанは、非同盟運動の立場として、CDにおける多国間協議が望ましいとしている。イスラエルの立場ははっきりしない。非戦略核の削減に限定した5か国会議、削減交渉以前に5か国で検証制度の準備会議をするなどの方法も考えられる

日本は、1. 全核兵器保有国による核軍縮会議の早期開催について、検証制度の準備などの技術的会議を先行させる、非戦略核を優先させる、なども含めて、実現に努力するべきである。

米国の先制攻撃の国家戦略は、少し先に発表されたNPRの「新しい能力の三本柱」の考え方と一体となって理解されなければならない。つまりこの三本柱では「攻撃力の柱」において、核兵器と非核兵器の間の区分を取り払ったのである。その結果、作戦上、核兵器と非核兵器の扱いを区別する「しきい」が低くなった。NPRは、さらに、米軍が冷戦後に開発してきた「適応性計画（アダプティブ・プランニング）」のより一層の柔軟性の向上と迅速化の必要性を強調した。つまり、冷戦時代のように、巨大な全面核戦争の発想ではなく、不測事態に小回りの利く適応性計画のある核戦争計画が強調されたのである。このように、「先制攻撃戦略」と「核・非核を区別するしきいの低下」が結合した中では、核・非核を問わず、先制攻撃論そのものにいっそう鋭い批判を加える必要があった。しかし、イラク戦争が始まる前の外務大臣の大量破壊兵器問題を論じた演説（ワシントンの戦略国際問題研究所（CSIS）で行った演説（02.9.16）、第156回国会外交演説（03.1.31））は、先制

評価

E

攻撃論に対する言及はまったく見られなかった。さらに、原口幸市国連大使は、国連安保理においてイラクの「査察の継続の有効性に疑問が生じている」（03.02.18）と述べたが、それは日本政府の中に築かれていた先制攻撃論への容認の姿勢を表明したものであると言えるであろう。

一触即発の警戒態勢の問題について、外務省は省内で検討をしたことを明らかにしたが、具体的な行動をとるに至っていない。

日本政府はこの課題に誤った行動を取ったと言うべきであり、評価をEとする。

NPRで書かれた新しい役割の核兵器は、具体的に政策として議会で提案され一步一步現実化している。核バンカー・バスターが「03会計年度国防認可法」（02.11.13）で「強力地中貫通型核兵器（RNEP）」として計画が認められたのを皮切りに、翌年にはその他の新概念核兵器開発につながる低威力核兵器の研究・開発禁止条項の撤廃など、予算化・立法化の動きが進行した。04年にはこれらの予算がカットされた（「05会計年度一括歳出法」、04.11.20）が、計画そのものは継続している。米国におけるこのような動きが、ロシアの核兵器政策に影響を及ぼしてゆくことも当然予測された。第5項目、第9c項で述べたように、これらの動きに対して日本政府は、ほとんど対応をしなかった。

日本の「防衛計画の大綱」見直しは、01年9月から防衛庁内作業が始められ、03年中の見直し案作成を目指したが、実際には04年12月10日に閣議決定された。その間、この評価委員会からも再三、以下の要請が行われた。つまり、76年の大綱から95年の大綱に変わった時に、核軍縮を強調する一

評価

E

定の前進があった。したがって今回の見直しにおいては、核保有国が核兵器の完全廃棄の「明確な約束」に合意したことを考慮して、たとえば次のように改められるべきである。「核兵器の脅威に対しては、核保有国がNPT再検討会議で行った『保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束』が実行されるよう国際社会で積極的な役割を果たしつつ、速やかに米国の核抑止力から脱却するべきものとする。」しかし、04年大綱は95年大綱の内容を基本的に踏襲するに留まった。

課題2と3に共通して、日本政府の中に「核兵器の役割の縮小」は日本自身に課せられた課題であるという認識がほとんど存在しない現実を指摘しなければならない。「役割の縮小」をテーマとして、東北アジア非核兵器地帯を目指すという問題意識も日本政府の中に生まれなかった。

評価をEとする。

新防衛計画大綱「平成17年度以降に係わる防衛計画の大綱」から「核の傘」関連部分抜粋

「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」（2004年12月10日 閣議決定）

2000年NPT再検討会議で合意するまでは、米国の支持が得られないとして、全核兵器国を巻き込んだプロセスを提案することに日本政府は消極的であった。しかし、13項目においてこの項目が含まれて以来、日本のいわゆる「道程決議」は一貫してこの内容を明確に含むようになった。一定の前進ではあるが、その主体性のなさは批判されるべきであろう。課題に掲げたような、新しい提案を含む積極的なとり組みは、日本政府にはまだ見られない。CDに設置されるべき核軍縮を扱う下部機関の任務の一つにしてゆくという案も考慮する価値がある。

課題に対するとり組みは見られないので、評価はDとする

評価

D



核兵器国および「事実上の核兵器国」の保有核弾頭数（2004年）

●核兵器国
米：10,640発
口：18,000発
英：200発
仏：350発
中：390発

●事実上の核兵器国
インド：30~35発（推定）1998年に核実験
パキスタン：24~48発（推定）1974年と1998年に核実験。
イスラエル：100~300発（推定）核実験の実施を宣言したことはない

10

余った
兵器用核物質を
国際的に監視する

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際に可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

NPT体制の下では、核分裂物質の「平和目的への委譲」という措置は、前進と受け取られる。しかし、NGOの間にはこれに対する強い異論がある。NPT再検討準備委員会におけるNGOの意見発表では、原子力エネルギーへの依存を脱し「持続可能なエネルギー」への転換を求める主張が継続して行われている。

米ロとIAEAの三者イニシャチブについては第8項で述べた。削減された核兵器や余剰になった兵器用核分裂物質が、兵器に再利用されたり流出したりすることを防止するために、日本を含む国々の技術的、財政的協力が必要になる。ロシアの核兵器解体後の余剰プルトニウム処分問題が、もっとも緊急課題とされており、これに対する国際協力が進んでいる。なかでも米ロ間協力をもっとも広範囲に行われている。日本が行う協力においては、日本自身が持っているプルトニウム利用政策が国内的にも国際的にも強い懸念材料になっている現状を踏まえ、それと峻別される方法を追求すべきである。

したがって、日本は、1. 兵器用核分裂物質を検証可能な方法で軍事プログラムの外におく制度の実現に向けて積極的な協力をするとともに、その方法について、国際的・国内的な公開の議論を重ねることが求められる。

11

あらゆる分野で
軍縮努力

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

フランスが代表的な国であるが、NPT第6条について、核軍縮を「全面かつ完全軍縮」条約に従属させる主張がある。その立場は核兵器廃絶を未来に遠ざける役割を果たす。NACは、13項目の合意によって、核軍縮の義務と「全面かつ完全軍縮」の義務とは関連するが別個独立の義務であることを明確にした。その背景には、国際司法裁判所（ICJ）の96年の勧告的意見が、NPT第6条の解釈を明確にした経過があった。

第11項目は核軍縮は優先されるべきであるが、安全保障全体の一部であることを再確認している。その意味では、とりわけ、他の大量破壊兵器に関して存在している条約体系——つまり、化学兵器禁止条約と生物・毒素兵器禁止条約——の強化や、運搬手段であるミサイルの管理・軍縮の前進が核軍縮にも大きく貢献する。日本の場合、平和憲法を持つ国として、それを基礎にした軍縮全般への国際的な貢献、とりわけアジア地域における貢献が求められる。

そこで、日本政府は平和憲法を持つ国として、1. 東北アジア地域の軍縮に向けて積極的な努力を行うこと、とりわけ大量破壊兵器やミサイルを含む課題について地域の協調的安全保障の枠組みを探ること、2. 戦争防止、化学兵器、生物兵器、対人地雷、小型武器、特定通常兵器など国際的課題に関して「全面かつ完全軍縮」のために貢献すること、を課題とすべきである。

12

努力の結果を
報告する

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

これは、NPT全加盟国に課せられた義務である。とりわけ、核兵器保有国と日本を含む核兵器依存国にとっては重要な義務である。02年NPT準備委員会において、報告書の在り方が多くの国やNGOの関心を集めた。日本政府自身が、定期報告を提出すべきことはもちろんである。その上で日本政府は、各国の報告が自己宣伝に偏った恣意的なものにならないよう、13項目の履行を中心に最低限の要件を備えた簡単な標準形式を提案すべきであろう。核兵器国、核兵器依存国、その他の国によって、カバーすべき要件に違いを設けるのが適切である。

そこで、日本政府は、1. 日本政府自身の定期報告を行うとともに、各国が恣意的な報告に陥らないような13項目の履行を中心に標準形式を提案し、また、2. 日本のNGOを含む専門家会議によって日本独自の定期報告形式と制度を作成し、独自形式及び国際的形式による定期報告を国会に提出すべきである。

ロシアの核兵器解体後のプルトニウム処分について、日本も米国とロシアからの協力要請を受けて、日ロ2国間の協力を積極的に築いてきた。99年5月の高村外務大臣の訪ロを契機に、余剰兵器プルトニウム処分の支援などを含む「軍縮と環境保護のための日露共同作業」が推進されてきた。2000年9月4日には、「軍縮・不拡散、核兵器廃棄支援分野における日露政府覚書」が東京で交わされた。これらを通じて、ロシアの高速炉BN600でMOX燃料を燃焼させてロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分を促進する、日本の核燃料サイクル開発機構（核燃機構）とロシアの原子力科学研究所の共同研究が始まった。核燃機構は34トンあるとされるロシアの余剰プルトニウムのうち15～20トンを燃焼する計画に技術協力するという。02年4月、最初の20キログラムの余剰プルトニウム燃焼の成功が報道された（『朝日』、02.4.14）。

カナナスキス・G8サミットは「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」（02.6.27）に合意し、ロシアの余剰プルトニウム処分を優先事項と位置づけた。

評価

C

従来の日ロ協力も、G8多国間協力の中に位置づけられることになった。G8パートナーシップへの資金的貢献も含めて、日本はロシアのプルトニウム処分問題に対して積極的に対応をしていると国際的には評価されている。しかし、発端から、日本は日本の核燃料サイクルへの利用を念頭に入れて、このとり組みを開始したと考えられる。核燃機構は、「この共同研究及び作業経験等を通して、・・・サイクル機構（核燃機構のこと）が進める研究開発業務に最大限活用していく。」（核燃機構ウェブサイト）と述べ、この研究を通してロシアの技術・ノウハウを日本の核燃料サイクルにおけるプルトニウム利用に最大限活用する狙いを掲げて入る。この姿勢は問題である。この計画は核兵器不拡散・軍縮へのとり組みとして、明確に切り離すべきであろう。日本自身のMOX計画との関係について、透明性の高い公正な議論が行われているとは言えない。

ロシアの余剰プルトニウムの軍事利用防止について、日本の積極的姿勢が認められる。しかし、その協力方法の狙いに問題があり評価をCとする。

「全面かつ完全な軍縮」という国連の大目標を再確認し、日本が果たすべき貢献を考えると、「専守防衛」「武器輸出三原則」など憲法9条を基礎に築かれてきた政策的財産をいかに維持し、国際的に活用するかが大きな課題となる。東北アジア地域の協調的安全保障の枠組みにまず焦点を当てるのが有効な道であろう。その意味で、平壤宣言（02.9.17）の成立は重要な前進であった。しかし、その成果はほとんどそれ以後の発展に生かされていない。国連システムを無視したイラク戦争への日本の積極的支持は、東北アジア地域に対しても、根の深い悪影響を生みだした。日本がイラク特措法での自衛隊派兵を決定したとき、中国は日本の「専守防衛」政策が変更されることを懸念した（03.12.9、劉建超・外務省副報道官）。新しい「防衛計画の大綱」（04.12.10）は、日本がミサイル防衛システムを配備し、日米安保体制をいっそう強化することを内外に表明した。武器輸出三原則についても侵食が深まった。これらは必然的に地域の軍事的緊張を高めるであろう。

評価

E

米英のイラク攻撃をいち早く支持した日本の政治選択は、東北アジアだけではなく、世界の戦争防止努力に対しても深刻な汚点を残したことを見逃すわけにゆかない。国連安保理は、米・英・スペインの最後通牒的な決議案に賛成せず、国連査察の継続を望んでいるなかでの先制攻撃であり、日本の支持であった。「全面かつ完全な軍縮」に逆行したことは明らかである。

日本は課題別の軍縮・軍備管理の政府間会議で積極的な取り組みをしている。とりわけ小型武器に関する01年国連行動計画（01.7）で定められた中間会議（03.7.7-11、ニューヨーク）などで日本の活動が評価されている。しかし、平和に関わる国際政治の根本のところ、日本は日米同盟関係を最優先させることによって、それらを帳消しにする負の貢献をしたと言わなければならない。

総合して評価をEとする。

この項目に言う「全面かつ完全な軍縮」とは、国内の治安の維持に必要なものを除く、すべての兵器の完全な廃棄を意味する。1959年の国連総会決議でそれが最終目標であることが謳われた。

05年のNPT再検討会議に向けて3回の準備委員会が開催されたが、約30の国が定期報告を出すようになっている。しかし、それぞれの国が自分の国に都合のよい部分を強調する報告をするという、懸念された傾向も同時に明らかになった。力点をおいた得意分野の報告はそれとして貴重であるが、基本的なデータが報告され、前進・停滞・逆行が記録されてゆくような報告が必要である。それは実現されていない。

日本は、02年の準備委員会から毎年定期報告を提出した。もし日本が、この成績表に掲げたような課題を13項目ごとに自国に課して、その定期報告を提出するような実践を行えば、国際的に大きなインパクトを与えたであろう。残念ながら、日本の報告もまたそのようなものではなく、得意領域を述べる報告書に留まった。たとえば、日本が米国の核抑止力に頼っている現状が反映されたような内容は含まれていない。

評価

D

日本国内で定期報告を制度化したり、国会に提出し議論を促すような努力は全く行われなかった。

総合して、評価をDとする。



13 「核兵器のない世界」へ 検証能力を高める

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

核兵器のない世界に必要な検証のための個々の方法論や技術はすでに存在していると言われる。問題は、それを有効に組織する政治的合意と財政的な裏づけである。IAEA（国際原子力機関）は核兵器の分野でこの問題を担う国際機関であり、その機能を強化するために、抜き打ち査察が可能になるような追加議定書の普及を図っている。また、CTBTに関しては、地球規模の信頼すべき検証システムが完成されつつある。これらのシステムの支持を広げ、維持のための財政が強化されなければならない。その際、核戦争を想定して費やされている軍事費や、核兵器の開発、維持、管理のために使われている物的、人的資源は、検証システムの建設のために費やした方が、より効率的に安全保障に貢献することを考えるべきであろう。

そこで日本政府は、1. 国際的検証の重要性を認識し、その強化のために具体的な貢献をすること、2. 核兵器の開発、維持、管理に使われている資源を、「核兵器のない世界」の検証システムの開発に振り向けるという考え方を重視し、奨励すること、を課題とすべきである。

+1 非核国への核攻撃を 違法とする

2節 本（再検討）会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

1995年のNPT無期限延長にあたり、米、口、英、仏の4カ国は、核兵器国と同盟した攻撃を受けた場合を除いて、NPT締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用しないと宣言した。中国は、いかなる場合も核兵器を使用する最初の国にならないと宣言した。国連安保理決議984「非核兵器国の安全保障に関する決議」（1995.4.11）は、これらの宣言の内容を再確認している。こうした、核兵器不使用の約束によって安全を保証することは、「消極的安全保証」（NSA）と呼ばれるが、法的拘束力がないのが現状である。そこで2000年NPT再検討会議は、「法的拘束力のあるNSAを達成する方途」についての勧告を、NPT準備委員会が2005年会議に提出するよう合意した。これは、2000年合意の中で、もっとも具体的な形をとった要求である。また、日本政府にとって、NSAに法的拘束力を持たせることは、北朝鮮への米国の核抑止力の維持に直接関係する問題であり、それだけに明確な態度表明が行われなければならない。

そこで、日本政府は、1. 法的拘束力のあるNSAの必要性について自国の政策を明確にし、日本の国連総会決議の中にそれを盛り込み、NPT再検討準備委員会が、法的拘束力のあるNSAを達成する方途についての勧告に合意できるよう積極的に行動すること、また、2. 北朝鮮の生物・化学兵器に対して米国の核兵器使用を求めるといった考え方を撤回し、地域的な安全保障制度の構築を進めること。

+2 非核地帯を 拡大する

6節 本（再検討）会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎した支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

現在、国連レベルにおいては新しい3つの非核地帯が議論されている。中央アジア非核地帯、中東非大量破壊兵器地帯、南半球非核地帯である。南半球非核地帯とは、現存の4非核地帯を何らかの形で結び、南半球全体の非核地帯地位を獲得するものである。

一方、日本周辺では、北朝鮮の核兵器開発問題を契機に、東北アジア非核地帯の意義と必要性がますます明確になっている。広島市、長崎市の平和宣言にたびたび訴えがあり、すでにNGOの積極的な具体的提案もある。東北アジア非核地帯を日本が提案することは、単に北朝鮮の核問題の解決策であるだけではなく、この地域の緊張緩和と信頼醸成に大きく貢献すると考えられる。第9e項目「核兵器の役割の縮小」、第11項目の協調的安全保障に関連して、すでに説明をした通りである。また、NSAに関する日本の誤った政策を是正することができる。

したがって、日本政府は、1. 中央アジア非核地帯設立のための支援の継続、南半球の非核化推進など可能な活動を積極的に行うとともに、2. 検証制度を持った東北アジア非核地帯設立を推進する政策を採択し、具体的な行動をとることが求められる。

日本政府は、一般的に検証問題の重要性を認識し、日本がこの分野で可能な貢献をしたいという意図を示している。FMCTの検証問題、CTBTの国際監視システム(IMS)における一定の実績もある。とくに日本はIAEAの追加議定書による検証体制の強化に力を入れている。日本政府は、原子力発電を行っている国として初めて1999年に「追加議定書」を締結するとともに、その普及のために力を注いできた。01年6月にアジア・太平洋諸国を対象に追加議定書の促進・円滑化のための国際会議を東京で開催したが、IAEAの協力の下で、「IAEA保証措置強化のための国際会議」(02.12.9、東京)を主催し、追加議定書の批准促進のために「追加議定書フレンズ会合」を設立させた。またアジアにおいて追加議定書への参加促進をめざすセミナーの開催、2国間協議による批准促進など積極的な活動を行っている。最近では「追加議定書を保障措置の標準にする」という主張を一般化させるのにも貢献した。ただし、このような具体的貢献があるにもかかわらず、政治

評価

C

ツの外交では国際的な検証の重要性を否定する行動が取られた。すなわち、国連査察を継続することによって武力攻撃なしにイラクの大量破壊兵器問題の解決を図るべきだという国連安保理の大勢の意見にもかかわらず、日本政府は国際検証制度に不信を表明し、米英の武力攻撃を支持したのである(03.02.18)。これは国際的検証制度を重視するどころか軽視する政策だと言えるであろう。エルバラダイIAEA事務局長が明言したように(04.11.4)、イラクを占領した米国のイラク調査団は新たな発見をほとんど加えることができず、国際機関の査察は適切な能力を持っていたことを歴史が証明することになった。

検証制度のために「核兵器に浪費される資源を振り向ける」という考え方は、日本政府の中にまだ生まれていない。

「追加議定書」普及のための最近の活動を歓迎し、評価をCとする。

2005年NPT再検討会議に向けた3回の準備委員会は、ついに勧告を作成できないまま終了した。準備委員会の失敗は単にこの項目に原因があるわけではないが、問題を煮詰めればNSAの法的拘束力の問題はもっとも困難な問題の一つになったであろう。日本政府は、NSAには支持を表明しながら、法的拘束力を持たせることに消極的な態度を取り続けた。日本提出の国連総会「道程決議」は、毎年これを明記せずに出され続けた。NPT再検討会議に提出される作業文書も、「法的拘束力」の表現を避けている。日本は、この項目の実現に背を向けたと言えるであろう。この態度は、NACの積極姿勢と対照をなした。NACは03NPT準備委員会において、準備委員会が勧告を行わなければならないことを想起し、その重要性を訴えとともに、作業文書「安全の保証」(03.5.1)を提出した。それは、条約もしくはNPTへの新議定書などを想定して、法的拘束力のある合意内容についてのたたき台となるものであった。

評価

E

公式の表明はないが、日本政府は北朝鮮の生物・化学兵器(BC兵器)に対して米国の核兵器の抑止力を想定していると考えられる。実際、6者協議に関連して、北朝鮮が核兵器計画を放棄し、米国の北朝鮮に「安全の保証」を与えた後にも、米国は日本への核抑止力を維持するよう日本政府が米国に要請していたと伝えられる(03.10.30、「共同通信」)。この立場は、防衛計画大綱が「核の脅威に対して米国の核抑止力」と規定していることにも反するものであり、許されるべきではない。仮に日本にとって北朝鮮のBC兵器の脅威が想定されるとしても、それらはBC兵器の禁止条約の普遍化や東北アジア非核地帯化などの地域安全保障制度を目指す交渉の中で解決すべき問題である。

この項に関する日本の政策は誤りであり、評価をEとする。

条約起草会議を札幌に招致する(99.10.5-8、2000.4.3-6)など、日本は中央アジア非核地帯設立に向けて積極的な支援を行ってきた。02年9月27日、ウズベキスタンのサマルカンドで開催された専門家会議において5か国が条約文案に合意したと報道され、期待されたがそれ以後新しい進展は伝えられていない。ロシアとの調整が難航していると伝えられる。条約成立を目指す5か国の意思は継続している。また、日本の協力が関係国に高く評価されている。南半球非核地帯化に関する国連総会決議は96年に最初に提出され、それ以来続けられている。日本は98年以来賛成票を投じているが、それ以上の活動はしていない。

評価

D

北朝鮮問題の平和的解決の努力が続けられている。このような中で、NGOによる東北アジア非核地帯化の努力は続けられており、04年4月にはモデル条約案が日韓市民グループにより提案され、各国の専門家から支持されている。しかし、東北アジア非核地帯に対する日本の消極姿勢は変わっていない。その背後には、米国の核抑止力の維持をすべてに優先させる日本の安保政策の根本が障害としてある。現在のような危機においてこそ、問題の解決を武力の威嚇や制裁に頼る前に、信頼醸成を前進させる平壤宣言にそった解決方法を探らなければならない。その観点から、東北アジア非核地帯という最適の選択肢を、日本政府は今の機会にこそ採択すべきである。

今こそ必要とされる東北アジア非核地帯について否定的態度を続けており、評価をDとする。

東北アジア非核地帯化にとって日本が主導したピョンヤン宣言(02.9.17)は、大きな土台を築くものであった。しかし、その後北朝鮮のNPT脱退声明(03.1.10)という重大な後退があった。中国の仲介努力によって、3か国協議(03.4.23-25)、3回の6か国協議(03.8.27-29、04.2.25-28、04.6.23-26)と、

中央アジア非核地帯の構成国は、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの5か国である。

2000年NPT再検討会議最終文

2000年5月19日

NPT / CONF 2000 / 28

第I巻

第1部

「1995年NPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」

第2部

「会議の組織と作業」

第II巻

第3部

「会議で出された文書」

第III巻

第4部「概略の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」

第1、2条および前文第1節から3節 (全11節)

第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。(全56節)

第4条および前文第6、7節

・NPTと核エネルギーの平和利用 (全11節)

・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任 (全16節)

・技術協力 (全11節)

・核物質の平和利用への転換 (全4節)

第5条 (全1節)

第6条および前文第8~12節

(全15節)

(核軍縮を論じた部分。第1~14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)

第7条および非核兵器国の安全保障 (全16節)

(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目を含む。)

第9条 (全10節)

「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」 (全9節)

第6条関連

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際の諸措置について合意する。

1 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。

2 CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

3 ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

4 CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

5 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

6 すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

7 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結すること。

8 アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。

9 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:

核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力

核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、

非戦略核兵器をさらに削減すること。

核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

すべての核兵器を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組み込むこと。

10 すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

11 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

12 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

13 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条関連

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

<http://disarmament.un.org:8080/wmd/npt/nptrevdocuments.html>

評価委員
(50音順)
Members of
the Evaluation
Committee



梅林宏道 UMEBAYASHI Hironichi
(世話人、ピースデポ代表) Peace Depot
国際NGO運動の視点を日本の核兵器廃絶運動に導入した。
非軍事的安全保障の実現に、全力投入。
Chair of the Committee



黒澤 満 KUROSAWA Mitsuru
(大阪大学) Osaka University
2003年には最近10年間の論文を集大成した『軍縮国際法』
(信山社)を出版。日本の軍縮研究のオピニオンリーダー。



竹村泰子 TAKEMURA Yasuko
(元参議院議員) Former Member of the House of Councilors
平和と人権がライフワーク。脱原発・環境、こどもの権利など
からビルマの人権まで、市民の視点から政治を問う。



田中熙巳 TANAKA Terumi
(日本被団協) Nihon Hidankyo
長崎で被爆。核兵器の存在を許すことそのものが人類の道
徳的退廃と、核兵器廃絶を訴えつけてきた。現在、日本被
団協の事務局長。



土山秀夫 TSUCHIYAMA Hideo
(元長崎大学学長) Former President, Nagasaki University
核兵器廃絶のために官民をつなぐキーパーソン。2003年11
月の第2回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の実行委
員長。世界平和アピール7人委員会の一人。



都留康子 TSURU Yasuko
(東京学芸大学) Tokyo Gakugei University
平和学会誌『平和研究』2002年11月第27号に論文「21世紀
核廃絶への方途—NGO、市民と国家の連携の模索」を発
表。ピースデポの熱い応援団。



仁木三智子 NIKI Michiko
(日本YWCA) YWCA of Japan
核兵器廃絶運動と共に、日本が原発依存から脱却するた
めに市民の視点からの運動をすすめる。



平岡 敬 HIRAOKA Takashi
(元広島市長) Former Mayor of Hiroshima City
広島市長として「核の傘」離脱を訴えた。いまセミパラチ
ンスクの被爆者問題にとり組む。



前田哲男 MAEDA Tetsuo
(東京国際大学) Tokyo International University
ジャーナリストとしてとり組んだマーシャル諸島の核の棄
民問題が原点。幅広く軍事問題に明るい。



森瀧春子 MORITAKI Haruko
(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会) Hiroshima Alliance for
Nuclear Weapons Abolition
インド、パキスタンの青少年と広島市民の交流を進める。ア
メリカやイラクへの市民平和使節団派遣、3.2イラク反戦人
文字市民行動に取り組む。

